

第 2 9 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 9 日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

第29回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年9月9日（月）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（17名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
11番	川 嶋 一 美	12番	板 倉 小百合
13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）	14番	梅 原 英 男
15番	齋 藤 重 幸	16番	鵜 澤 英 夫
17番	今 関 喜 明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～3）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
について（整理番号1）

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～3）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～4）

第8 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
（整理番号1～4）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	片 岡 和 信
主任書記	長谷川 聡 彦	書 記	谷 口 智

◎開 会

○議長 ただいまより、第 29 回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17 名中、17 名で定足数に達しておりますので、第 29 回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3 時 0 5 分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、梅原英男委員及び齋藤重幸委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第 2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第 1 号（整理番号 1 ～ 2）

○議長 続きまして、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第 1 号の案件は 3 件予定されております。

本来は一括審議を行うところでございますが、営農型発電設備に関連する案件がございます。

別添資料の第 29 回大網白里市農業委員会総会、議案第 1 号、議案第 2 号及び議案第 3 号の関連について、をご覧ください。

議案第 1 号、整理番号 3 の案件は、日程第 4、議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請についての整理番号 1 の案件及び日程第 5、議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 1 の案件と関連があります。

つきましては、議案第 1 号の整理番号 1 から 2 については審議を行い、議案第 1 号の整理番号 3 及び議案第 3 号の整理番号 1 は、議案第 2 号の整理番号 1 で一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字新宿後 地目 田の1筆 及び 大網字稻荷前 地目 田の5筆、合計面積1,933㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから6ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、南横川字弥左エ門屋敷 地目 畑の2筆、地目 田の1筆、合計面積698㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料7ページから17ページまでになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、議案第1号整理番号1について、ご報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明の通りです。

調査については、9月1日に加藤推進委員さんと権利者宅を訪問しました。

また、義務者については電話にて確認しております。

権利者は、申請地が自宅からも近く、またすぐ近くでも耕作していることから、義務者が耕作できないので処分を考えていることを紹介され、また、経営規模を前々から拡大する意

欲を持っていたので取得することにしたとのことです。

また、農機具等はすべてそろっております。

義務者からは電話にて、申請内容に間違いないので、よろしくお願ひしたいとのことでした。

問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号２の案件につきましては、今関喜明委員、お願ひいたします。

○今関委員 それでは、整理番号２の調査報告をいたします。

８月３１日土曜日、小倉委員と現地に行き権利者とお話をして参りました。

権利者は、面積を拡大して、遊休農地を無くすために頑張るということで、たまたま、今回の申請地が、権利者が耕作している農地のすぐ脇ということで、ちょうどよかったと申しておりました。

特段、問題はございませんでした。

慎重なる審議をお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号１から２について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第１号の整理番号１から２に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第１号、整理番号１について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号１は原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号２について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号２は原案のとおり許可することに決定いたし

ます。

◎議案第2号（整理番号1）

◎議案第3号（整理番号1）

◎議案第1号（整理番号3）

○議長　続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可承認申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局　ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

整理番号1、でございますが、議案第1号、整理番号3及び議案第3号、整理番号1の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、永田字北中原の地目、畑が1筆、面積589㎡のうち0.307㎡です。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

本変更申請は、令和5年9月28日に営農型太陽光発電施設用地として令和6年8月8日までを許可期間として県の許可を得ておりましたが、営農者と営農委託費に関する調整に時間を要したことから、許可期限後の更新申請となったことから、計画変更承認申請の手続きを行うものです。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

内容の詳細は、別添の詳細資料18ページから20ページになります。

詳細資料18ページの計画変更承認申請書の4項目目、「工事期間」に記載されている年月日は許可期間を表しているものであり、新たに工事を行うなど、既存の施設自体に変更が生じるものではございません。

議案書に戻りまして、4ページ上段をご覧ください。

関連します、一時転用許可申請の議案第3号、整理番号1の案件について説明させていただきます。

申請地は、先程の議案第2号整理番号1の申請地の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備の支柱部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりです。

計画の詳細は、別添の詳細資料、21ページから45ページまでとなります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱48本を設置するものでございます。

事業を行う理由は、申請地を借受け、引き続き、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76mmの支柱を3mおよび3.5m間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、2ページをご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号3の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により農地法第5条の一時転用と併せ、設定が必要となりました。

このことから、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の273.168㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料21ページから45ページまでになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきまして、関連のある議案第1号、整理番号3、及び議案第3号、整理番号1につきまして、一括して、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第2号整理番号1、議案第3号整理番号1、議案第1号整理番号3につきまして、3件が関連しますので、一括して調査結果をご報告させていただきます。

内容につきましては事務局説明の通りでございます。

代理人に申請内容を聞いたところ、議案第2号、整理番号1の変更申請は営農型太陽光発電施設用地の用地として、令和6年8月8日を許可基準として県の許可を得ておりましたが、営農者と営農委託費に関する調整に時間を要したことにより、許可期限後の更新申請となったことから、計画変更承認申請の手続きを行うというものです。

議案第3号、整理番号1の許可申請につきましては、申請地の一部に賃借権を設定し、営農型発電設備の支柱の部分、0.307㎡につきまして、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

議案第1号整理番号3の許可申請につきましては、パネル設置者と土地所有者が異なるので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネルの面積の273.168㎡に区分地上権を設定するものでございます。

また、義務者には去る9月7日、内海委員さんと菅谷推進委員さんと私で自宅に伺い、話を聞きました。

更新することに問題はなく、申請書の通りでございます。

間違いありませんとのことでありました。

その帰りに現地調査を行いました。

若干雑草がありましたので、営農者に確認したところ、9月11日頃から草刈を始めるといことでしたので、特に問題はないと思われます。

以上が調査結果でございます。

皆様方の慎重審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1、議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1、議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1、議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3について、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当、議案第3号、整理番号1は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当、議案第3号、整理番号1は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（整理番号2～3）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

を議題とします。

なお、本日審議いただく議案第3号、整理番号2から3の案件は、権利者が同一人で関連がありますので、議案第3号、整理番号2から3の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないということでございますので、事務局から議案第3号、整理番号2から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページ下段から5ページ上段までをご覧ください。

議案第3号、整理番号2の申請地、上貝塚字南新田の地目、田が1筆、畑が1筆、合計面積386㎡、整理番号3の申請地、上貝塚字南新田の地目、畑が1筆、面積790㎡を所有権移転し、建売分譲住宅用地にしようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、別添資料の図面（位置図）の4ページをご覧ください。

図面中央下、赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料46ページから62ページまでになります。

建築物の概要は、専用住宅が3棟で、木造平屋建て、建築面積80㎡の住宅が2棟、99.37㎡の住宅が1棟でございます。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺は分譲地も多く、立地条件がよいため住宅地としての環境が良好であるため、計画したとのことです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

整理番号2及び3の申請地は、いずれも農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書に残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、周囲をコンクリートブロック積みとすることで、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、新設U字溝を経て西側の既設市道側溝へ放流、雨水については地下浸透させる計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第3号、整理番号2から3につきましては、一括して、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員　それでは報告申し上げます。

議案第3号整理番号2と、整理番号3は権利者が同一人ですので一括して調査報告を申し上げます。

申請理由については、事務局の説明の通りです。

調査に当たりましたは、齊藤農業委員さんと私で9月1日現地を確認して参りました。

草に覆われていましたが、影響は出ておりませんので、建設するには良いであろうと思います。

それから、権利者にお会いして、内容を聞いて参りました。

詳細資料、資料の46ページ、47ページ、51ページを参照してください。

進入路でございませぬが、501番2を進入路として使い、余剰地ができますので、駐車場として使うそうです。

宅地部分は土砂が流れないように、ブロックで土留めをするとのことでした。

また、生活雑排水は合併浄化槽により新設U字溝から既設市道側のU字溝へ流すとのことでした。

ここに3棟の建売住宅を建設するにあたり近隣への影響についての質問に対し、周りの住宅には迷惑をかけません。万全を期すとのことでした。

その後、確認のため、整理番号2の方は、なかなか連絡取れませんでしたでしたが、権利者から売買契約を見せていただきましたので、それを確認いたします。

また、整理番号３の義務者の方には電話にて連絡したところ、間違いのないことでした。

委員の皆さんの慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第３号、整理番号２から３の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第３号、整理番号２から３に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第３号、整理番号２について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第３号、整理番号２は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第３号、整理番号３について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第３号、整理番号３は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第３号、整理番号２から３につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第４号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第６、議案第４号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、を議題とします。

事務局から議案第４号、整理番号１から５について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の６ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の７ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は4人、利用権の設定をする者は5人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が26筆で、面積18,102㎡、畑が1筆で、面積611㎡、田と畑の合計面積は、18,713㎡でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が4件、更新が1件の合計5件でございます。

整理番号1から5の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、清名幸谷、田が15筆、10,668㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号2、清名幸谷、田が2筆、970㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米60kg、新規。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号3、清名幸谷、田が2筆、2,766㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号4、大網、田が7筆、3,698㎡、20年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米60kg、新規。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号5、上谷新田、畑が1筆、611㎡、6年、無償、更新。

なお、整理番号1から5の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願い

いたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号1から3の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 それでは報告申し上げます。

農地利用集積計画の整理番号1と2は、借受人が同一人でありますので、一括して報告いたします。

9月1日、齋藤推進委員さんと私で借受人にお会いし、話を聞いて参りました。

話によりますと、貸付人の方から、利用権を設定していただきたいと申し入れがありましたので、借受人である私が申請いたしましたとのことでした。

その後、貸付人にお会いし、確認をいたしましたところ、間違いございませんとのことでした。

また、整理番号2の貸付人の水田も、私が耕作している関係で、貸付人に今回利用権の設定をさせていただきたいとお願いし、今回、申請しましたとのことでした。

整理番号2の貸付人に確認をいたしましたところ、間違いのないとのことでした。

次に、農地利用集積計画整理番号3について報告いたします。

9月1日、齋藤推進委員さんと私で、借受人にお会いし、話を聞いて参りました。

借受人から、貸付人の方に、利用権の設定をお願いしたところ、そうしていただきたいとのことで、申請に至りましたとのことでした。

そのあと、貸付人にお会いし、確認をしたところ、間違いのないとのことでした。

皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 次に、整理番号4の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、整理番号4について報告します。

内容としては事務局の説明の通りです。

9月1日に加藤推進委員と借受人貸付人宅を訪問して確認を行いました。

耕作地は以前から借受人が耕作を依頼されており、綺麗に管理されております。

借受人は認定農業者で農機具もすべてそろっております。

問題はないと思われますが、慎重なご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。これより、整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○今関委員 整理番号4は設定期間が20年と長いが期間の上限はあるのか。

○議長 事務局、説明してください。

○事務局 利用権設定の設定期間ですが、特に上限期間等は定まっておりません。

整理番号4については、20年間という長期間ですが、双方合意の上で権利設定の申込みがされました。

あと、利用権設定上は、民法上、契約について50年っていうのがありますので、それを超えるものは難しいと思われます。

○議長 ただいまの回答でよろしいですか。

○今関委員 はい。

○議長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から5について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から5について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から5の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第8、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書 12 ページから 16 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出は 4 件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 2 号についてご説明いたします。

議案書の 17 ページから 18 ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は 4 件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から 4 列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第 1 号から第 2 号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第 7 から日程第 8 の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第 29 回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 47 分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月9日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 梅原 英男

署名委員 齋藤 重幸